

議案第 136 号

松阪市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の一部改正について

松阪市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例（平成 30 年松阪市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
松阪市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例（平成 30 年松阪市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「旧長谷川邸」を「旧長谷川治郎兵衛家」に、「旧小津邸」を「旧小津清左衛門家」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。